

メタルケーブルの未利用芯線コストの扱い 及びメタル回線に係る耐用年数について

平成24年11月21日

メタル回線のコストの在り方に関する検討会
事務局

検討項目

1. メタルケーブルの未利用芯線コストの扱い

メタルケーブルの芯線使用率は、平成23年度末に32.0%まで低下し、今後も低下し続ける見込みの中、メタルケーブルの未利用芯線コストの扱いを以下の観点から検討すべきではないか。

- － 芯線使用率低下の実態を踏まえ、撤去、除却や減損等を実施する可能性はないか。
- － ドライカップの接続料原価に帰属されることが適当でない費用が含まれていないか。

2. メタル回線に係る耐用年数

メタル回線については、メタルケーブルをはじめ法定耐用年数が使用されているものがあるところ、使用実態に照らし適当か。

3. 施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法

市内線路設備の施設保全費については、メタル回線と光ファイバ回線との間で、故障修理件数比や芯線長比等の配賦基準を用いているが、より実態に照らした帰属を適用する可能性がないか。

4. 回線管理運営費の扱い

回線管理運営費については、メタル回線(ドライカップ)と光ファイバ回線の需要が当初少なかったことから、接続機能ごとではなく、メタル回線及び光ファイバ回線で平準化しているところ、現在の状況を踏まえ、接続機能ごとに見直す必要があるか。

5. コストの検証結果を踏まえた影響見直し

1～4の検討結果を仮に反映した場合には、第一種指定電気通信設備接続会計やドライカップ等の接続料に、いつ、どの程度の影響を与える見込みか。また、光ファイバ接続料への影響が大きいと認められる場合には、接続料算定上、一定の配慮をする必要があるのではないか。

6. その他メタル回線コストの予見性向上に資する事項

5の他、メタル回線コストについては、第一種指定電気通信設備接続会計や接続料算定に際して、更なる透明性向上により、接続事業者の予見性確保を図るべき事項はないか。

第2回検討会 具体的検討項目案

1. メタルケーブルの未利用芯線コストの扱い

- (1) 芯線使用率が低いメタルケーブルについて撤去又は集約するより、そのまま存置した方が経済合理的か。
- (2) メタルケーブルについて、撤去・集約の実施が困難である場合、有姿除却や減損会計により、未利用の実態を会計上反映することは可能か。
- (3) ドライカップ接続料について、未利用芯線に関し、原価に帰属されることが適当でない費用が含まれていないか。
- (4) メタルケーブルの新規投資の内訳及びメタルケーブルの総延長の増減の内訳は、どのようになっているのか。また、特に新規敷設は、どのような場合に行っているのか。

2. メタル回線に係る耐用年数

- (1) メタルケーブルの耐用年数について、架空・地下区間ともに13年の法定耐用年数は、使用実態に照らし適当か。
- (2) メタルケーブル以外で、メタル回線コストに関し、法定耐用年数が適用されている主要な固定資産についても、使用実態に照らして適当か。

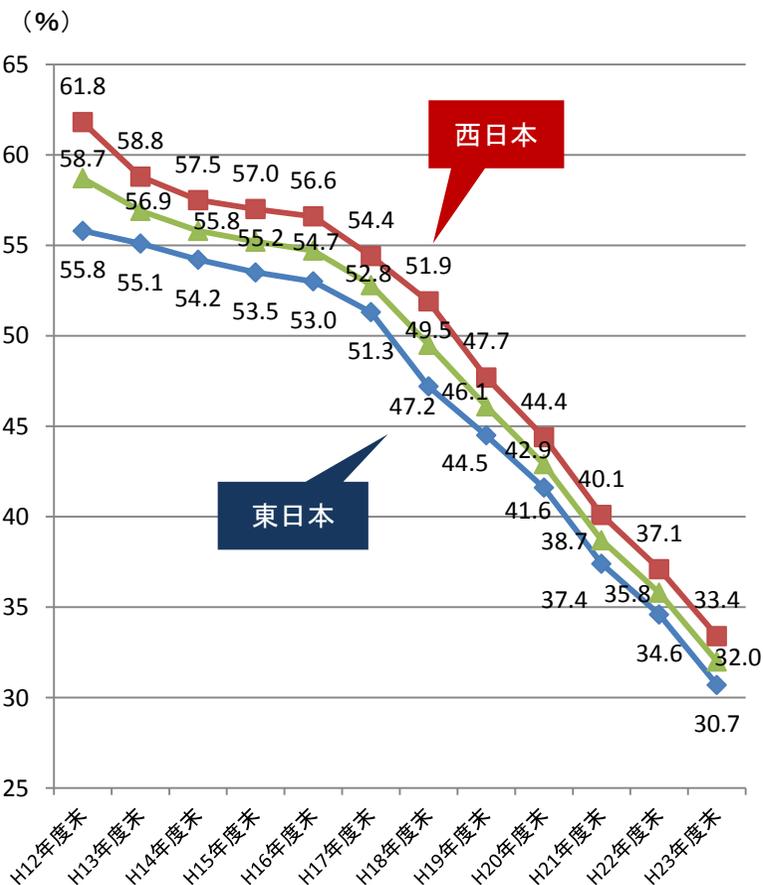
1. メタルケーブルの未利用芯線コストの扱い

1 (1) メタルケーブルの未利用芯線コストの扱い

- 芯線使用率(局出しベース)は経年で減少しており、平成23年度末における芯線使用率(局出しベース)は32.0%となっている。
- 平成24年2月の総務省要請を受け、今般NTT東西において実施したメタル回線に係る調査結果は以下のとおり。

芯線使用率(メタル)の推移

未利用芯線に係る調査結果



調査

2020年代初頭において、1000万から2000万回線程度のメタル回線が残るとの見込みを踏まえた、2012年度以降のメタル回線撤去等の対応の考え方。

回答

- メタルケーブルについては、ケーブル単位で敷設し、保守・管理を行っていることから、需要の減に伴い芯線使用率が低下したからといって、芯線単位で除却・撤去が出来るわけではありません。
- このため、コストを削減するためには、不要なケーブルを撤去していく必要がありますが、現にユーザが利用している、もしくは、今後、需要が発生する可能性がある場合は、ケーブル自体を撤去することができません。
- また、同一ルート上に複数条のケーブルが敷設されているケースについては、一方のケーブルに収容換えを行う方法も考えられますが、ユーザの切替え対応やケーブルの撤去には相当程度の期間やコストが必要となります。

他方、メタル回線の償却は充分進んでいること、また、予防保全はルート単位で行っていることを踏まえると、こうした対応に対して、コストの削減効果は限定的になることが想定されるため、当社としては、経済性を踏まえつつ、適切なタイミングで除却・撤去していく考えです。

1 (1) メタルケーブルの使用年数と故障件数の相関関係

- メタルケーブルの使用年数がある程度の段階を超えると、故障発生率が加速度的に上昇する傾向が見られる。

NTT東日本

- 調査時期 平成24年度4月～9月
- 調査方法 全17支店においてサンプル抽出したケーブル区間(1,041区間、336km)で発生した故障について、発生箇所のケーブル建設年度を特定し、1km・1年間あたりの故障件数を算出。

NTT西日本

- 調査時期 平成24年度4月～9月
- 調査方法 全33支店においてサンプル抽出したケーブル区間(1,054区間、347km)で発生した故障について、発生箇所のケーブル建設年度を特定し、1km・1年間あたりの故障件数を算出。

構成員限り

1(2) 有姿除却について

- 固定資産について、解体撤去、破砕、廃棄等していない場合でもその使用を廃止し、今後通常の方法では事業の用に供する可能性がない場合等に、その帳簿価額から処分見込価額を控除した金額を除却損として計上することをいう。

法人税基本通達抜粋

第7節 除却損失等

第1款 除却損失等の損金算入

(有姿除却)

7-7-2 次に掲げるような固定資産については、たとえ当該資産につき解撤、破砕、廃棄等をしていない場合であっても、当該資産の帳簿価額からその処分見込価額を控除した金額を除却損として損金の額に算入することができるものとする。(昭55年直法2-8「二十五」により追加)

- (1) その使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる固定資産
- (2) 特定の製品の生産のために専用されていた金型等で、当該製品の生産を中止したことにより将来使用される可能性のほとんどないことがその後の状況等からみて明らかなもの

・今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないかどうかは個々の事実認定の問題であるが、その使用を廃止した時点における事後処理の方法、客観的な経済情勢その他状況の変化を見極めた上で、今後使用の可能性があるかどうかを判断することになる。

窪田悟嗣編『法人税基本通達逐条解説』599頁
(税務研究会出版局、平成20年)

「事業の用に供する可能性がないと認められる」には再利用の可能性がないことを客観的に説明できる必要がある。

1 (2) 固定資産の減損処理について

- 固定資産の減損処理とは、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態である資産について、一定の条件下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理である。

固定資産の減損に係る会計基準(平成14年8月9日企業会計審議会)抜粋

二. 1. 減損の兆候

資産又は資産グループ(6.(1)における最小の単位をいう。)に減損が生じている可能性を示す事象(以下「減損の兆候」という。)がある場合には、当該資産又は資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行う。減損の兆候としては、例えば、次の事象が考えられる。

- ① 資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること
- ② 資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること
- ③ 資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること
- ④ 資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと

二. 6. (1) 資産のグルーピングの方法

減損損失を認識するかどうかの判定と減損損失の測定において行われる資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行う。

二. 2. 減損損失の認識

- (1) 減損の兆候がある資産又は資産グループについての減損損失を認識するかどうかの判定は、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する。
- (2) (略)

二. 3. 減損損失の測定

減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とする。

三. 1. 減価償却

減損処理を行った資産については、減損損失を控除した帳簿価額に基づき減価償却を行う。

三. 2. 減損損失の戻入れ

減損損失の戻入れは、行わない。

四. 2. 損益計算書における表示

減損損失は、原則として、特別損失とする。

1 (2) 固定資産の減損処理について②

固定資産の減損に係る会計基準の適用指針 (企業会計基準適用指針第6号 最終改正平成21年3月27日 企業会計基準委員会) 抜粋

(資産のグルーピング)

7. 資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行う(減損会計基準 二 6.(1)参照)こととされており、企業は、経営の実態が適切に反映されるよう配慮して行う。様々な事業を営む企業における資産のグルーピングの方法を一義的に示すことは困難であり、実務的には、**管理会計上の区分や投資の意思決定**(資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を含む。)を行う際の**単位等を考慮してグルーピングの方法を定めること**になると考えられる(略)。例えば、以下のような手順により資産のグルーピングが行われると考えられる(略)。

(1) 企業は、例えば、店舗や工場などの資産と対応して継続的に収支の把握がなされている単位を識別し、グルーピングの単位を決定する基礎とする。この際、以下のような点を考慮する。

① 収支は必ずしも企業の外部との間で直接的にキャッシュ・フローが生じている必要はなく、例えば、内部振替価額や共通費の配分額であっても、合理的なものであれば含まれる。

② 継続的に収支の把握がなされているものがグルーピングの単位を決定する基礎になる。このため、収支の把握が、通常は行われていないが一時的に設定される単位について行われる場合(例えば、特殊原価調査)は該当しない。

③ 例えば、賃貸不動産などの1つの資産において、一棟の建物が複数の単位に分割されて、継続的に収支の把握がなされている場合でも、通常はこの1つの資産がグルーピングの単位を決定する基礎になる。

(2) 企業は、(1)のグルーピングの単位を決定する基礎から生ずるキャッシュ・イン・フローが、製品やサービスの性質、市場などの類似性等によって、他の単位から生ずるキャッシュ・イン・フローと相互補完的であり、当該単位を切り離れたときには他の単位から生ずるキャッシュ・イン・フローに大きな影響を及ぼすと考えられる場合には、当該他の単位とグルーピングを行う。

(営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスの場合)

12. 資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みである場合には、減損の兆候となる(減損会計基準 二 1. ①参照)。

(1) 「営業活動から生ずる損益」は、営業上の取引に関連して生ずる損益であり、これには、当該資産又は資産グループの減価償却費や本社費等の間接的に生ずる費用が含まれ、また、損益計算書上は原価性を有しないものとして営業損益に含まれていない項目でも営業上の取引に関連して生じた損益(例えば、たな卸資産の評価損)であれば含まれる。ただし、支払利息など財務活動から生ずる損益や利益に関連する金額を課税標準とする税金は含まれない。また、大規模な経営改善計画等により生じた一時的な損益も含まれない。実務上、営業活動から生ずる損益は、このような考え方を反映した管理会計上の損益区分に基づいて行われるものと考えられる(第78項参照)。

(2) 「継続してマイナス」とは、おおむね過去2期がマイナスであったことを指すが、当期の見込みが明らかにプラスとなる場合は該当しないと考えることが適当である。また、「継続してマイナスとなる見込み」とは、前期と当期以降の見込みが明らかに**マイナスとなる場合を指すもの**と考えられる(第79項参照)。

(3) 減損の兆候の把握には「営業活動から生ずる損益」によることが適切であるが、管理会計上、「営業活動から生ずるキャッシュ・フロー」だけを用いている場合には、それが、継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みであるときに減損の兆候となる(第80項参照)。

(4) (略)

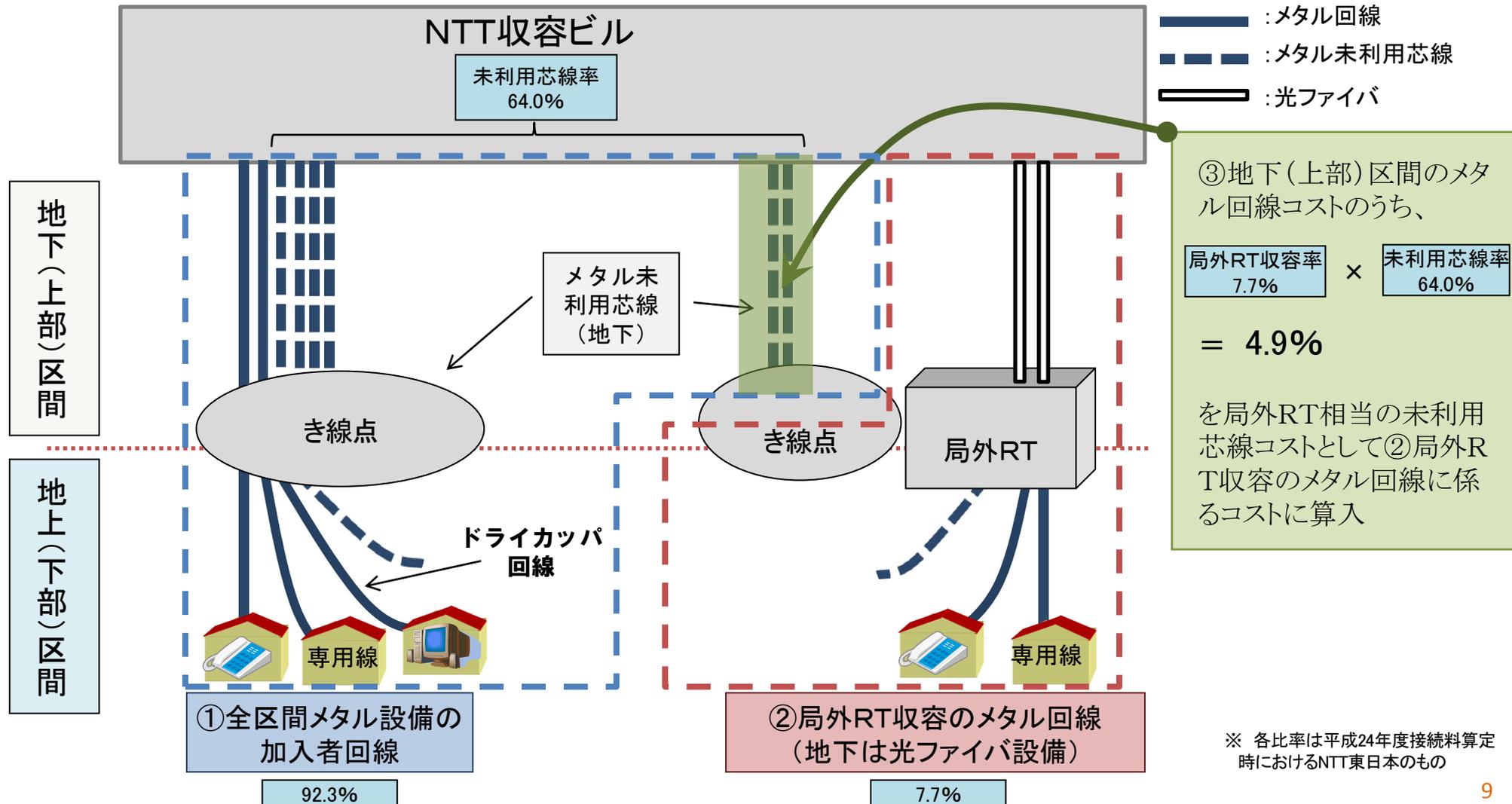
(減損の兆候)

76. 減損の兆候として、第12項から第17項に示されるような事象は例示であるため、減損の兆候はこれらに限られない(略)。

しかしながら、(中略)企業は、内部管理目的の損益報告や事業の再編等に関する経営計画などの企業内部の情報及び経営環境や資産の市場価格などの企業外部の要因に関する情報など、**通常**の企業活動において**実務的に入手可能なタイミング**において利用可能な企業内外の情報に基づき、減損の兆候がある資産又は資産グループを識別することとなる(略)。

1 (3) 現在の接続料算定におけるメタル未利用芯線(局外RT上部)の扱いについて

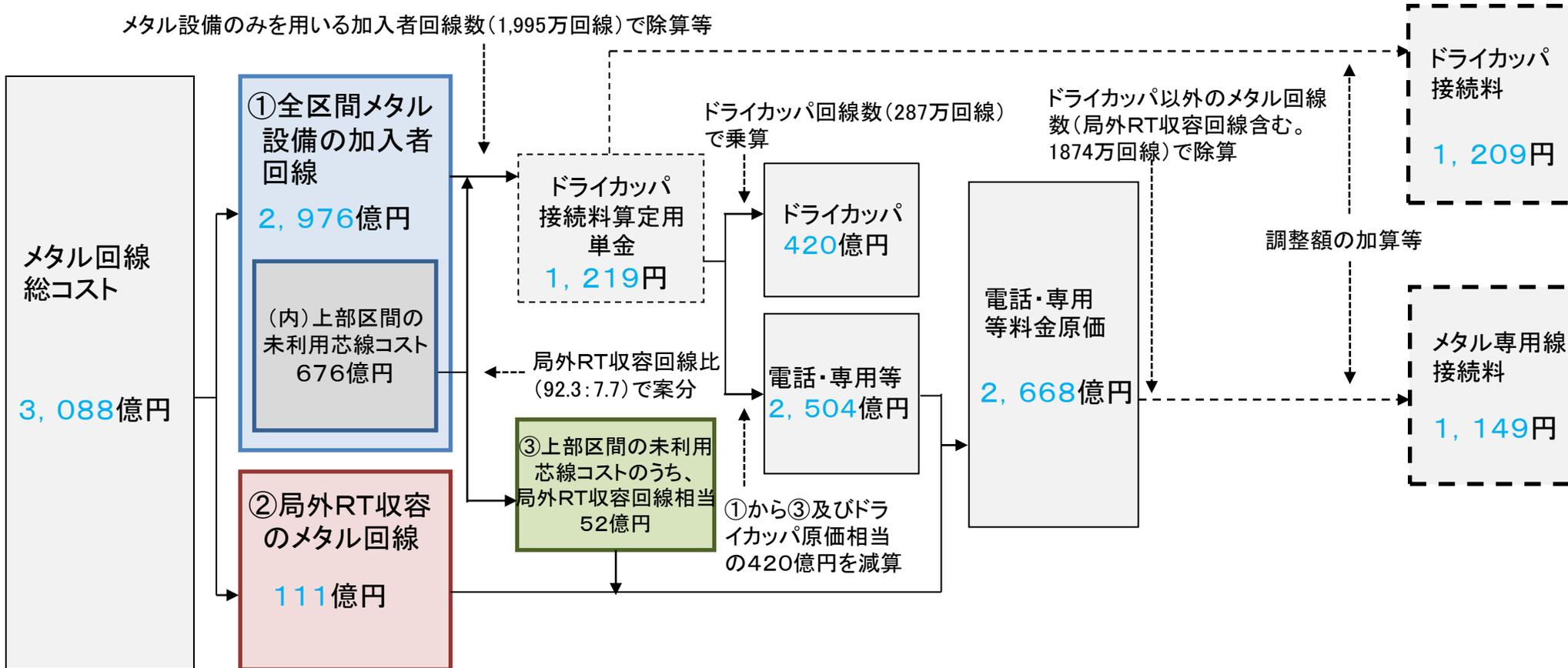
- NTT東西のメタル加入者回線には、①その全区間がメタル設備のものと、②地下区間(上部区間)に光ファイバ設備を用いて局外RTに收容されているものの2種類が存在する。(それぞれのコスト負担の範囲は下図のとおり。)
- 上部区間におけるメタル未利用芯線については、従前は全て①に係るコストに計上されていたところ、平成22年度接続料より、加入者回線数に応じて①と②で応分に負担することとされた。



1 (3) ドライカップパ及びメタル専用線接続料の算定方法

- メタル回線接続料の算定においては、①その全区間がメタル設備のものと、②地下区間(上部区間)に光ファイバ設備を用いて局外RTに收容されているものにコストを分計した上で、①に含まれる未利用芯線コストのうち、局外RT收容回線相当のものを除いた額をドライカップパ接続料の原価とし、その残額をメタル専用線(加入電話等に使用)接続料の原価としている。

メタル設備のみを用いる加入者回線数(1,995万回線)で除算等



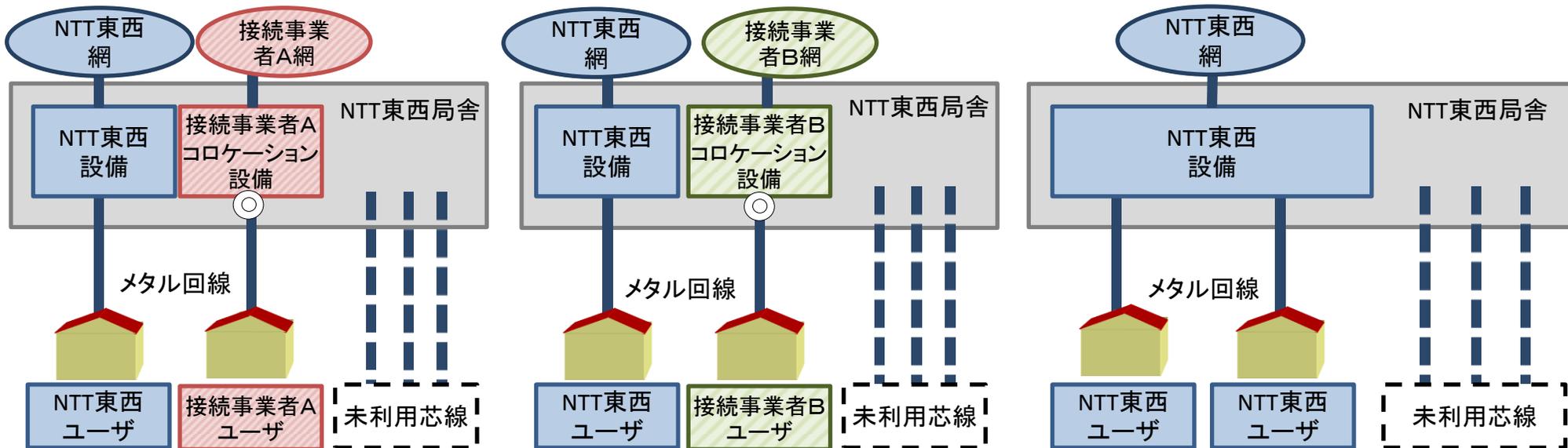
※ 図中の数値はNTT東日本の平成24年度接続料の場合。

1 (3) コロケーションされていない局舎に収容されたメタル回線コストの扱い

- 情報通信審議会答申「ブロードバンドの普及促進のための環境整備の在り方」(平成23年12月20日)の意見募集に際しては、接続事業者より、6割を越える未利用芯線率による負担を適正化する観点から、DSLに係る設備がコロケーションされていない局舎におけるメタル回線のコストをドライカッパ接続料の原価から除外すべきとの意見があったところ、どう考えるべきか。
- コロケーションされていない局舎のメタル回線については、今後接続事業者により利用される見込みが低いことから、そのコストをドライカッパ接続料の原価に含めるべきでないという考え方があり得る一方で、コロケーションの有無により原価を区別することにより、公正競争環境を歪めるおそれがあるとする考え方もあり得る。

コロケーションされている局舎

コロケーションされていない局舎



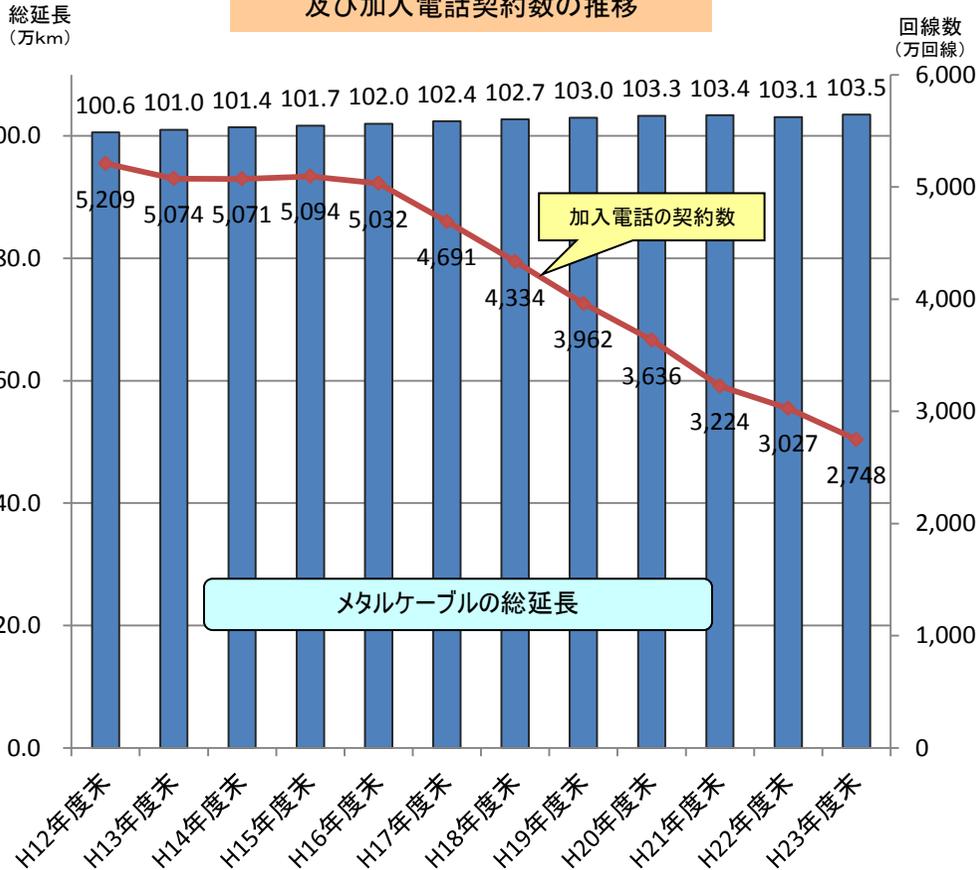
(参考)コロケーションされていない局舎及び収容されるメタル芯線数の割合の例

	コロケーションされていない局舎数の割合	コロケーションされていない局舎に収容されるメタル総芯線数の割合
A県(NTT東日本)	43.3 %	11.1 %
B県(NTT西日本)	39.7 %	5.4 %

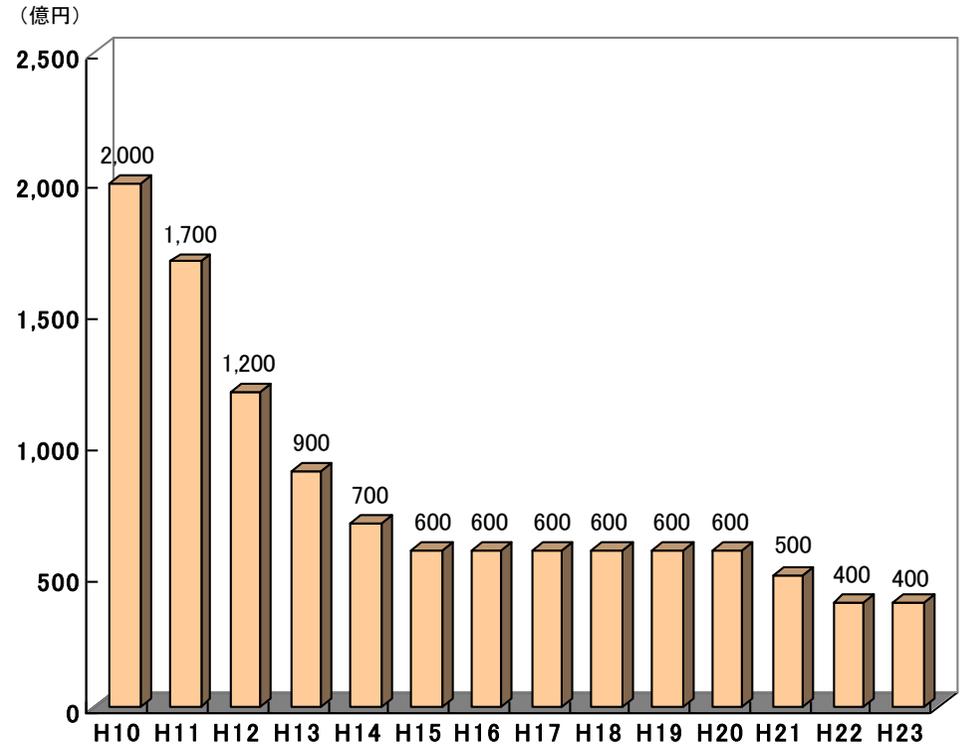
1(4) 加入系メタルケーブル総延長及び投資額の推移

- 加入電話の契約数は、平成8年をピークに減少に転じ、近年では、年8%を超える割合で減少し続けている。
- 契約者が利用しているメタルケーブルは容易に撤去できないため、その総延長は微増傾向となっている。
- 加入系メタルケーブルの投資額は近年抑制されており、その大半は維持管理、移転に伴うものとなっている。

加入系メタルケーブル総延長
及び加入電話契約数の推移



加入系メタルケーブル投資額の推移



出典：平成23年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について (NTT東西)

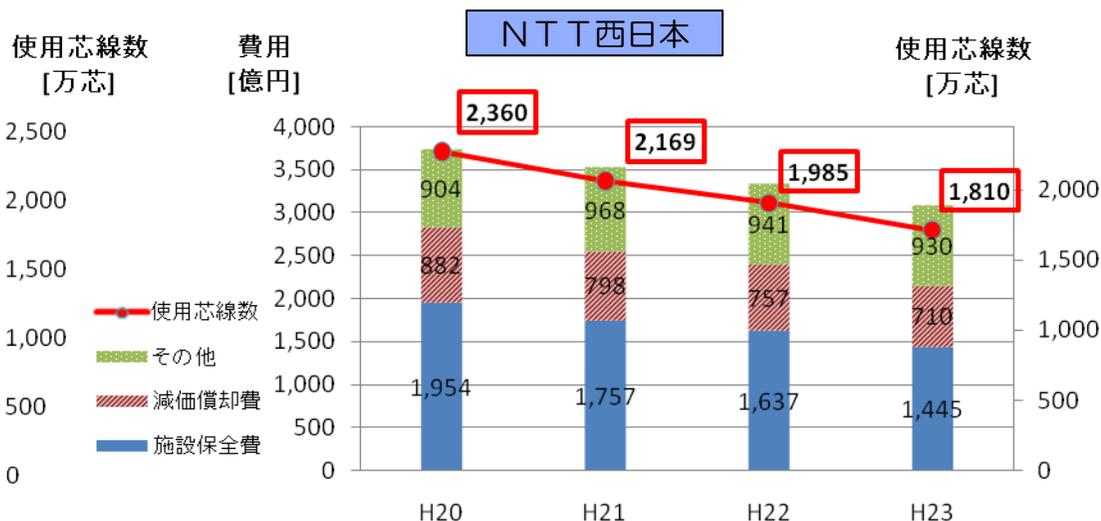
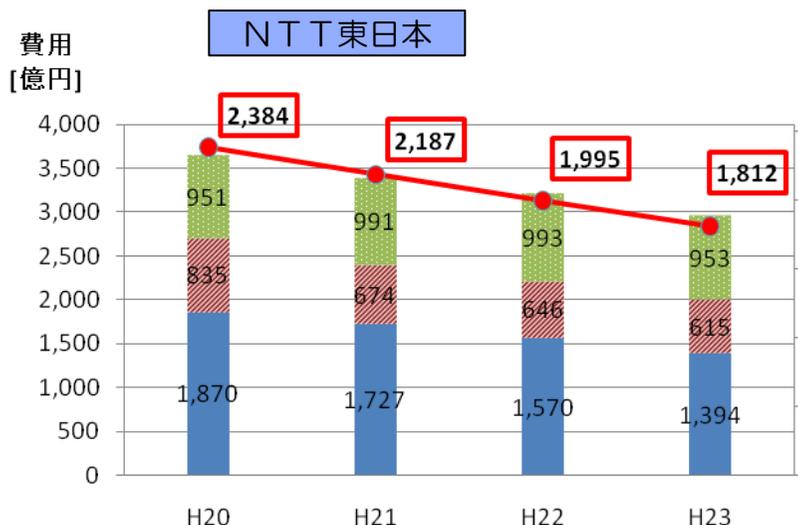
2. メタル回線に係る耐用年数

2 メタル回線コストの費目別内訳(経年変化)

- NTT東西ともに、メタル回線コストは平均年6.5%程度減少しているが、その減少割合はメタル使用芯線数の平均年8%超の減少に比べて小さい。
- 減価償却費については、土木設備の耐用年数が27年から50年に見直されたことにより平成21年度は大幅に減少。それ以外の年度においては、減少割合は平均年約5%程度。

メタル回線コストの費目別内訳の推移

※ 平成20～23年度接続会計に基づいて作成。「その他」には、営業費、租税公課、管理費、共通費、試験研究費、固定資産除却費、通信設備使用料が含まれる。



年度	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
メタル回線コスト (億円)	3,656 (▲5.9)	3,392 (▲7.2)	3,209 (▲5.4)	2,962 (▲7.7)
施設保全費	1,870 (▲7.9)	1,727 (▲7.6)	1,570 (▲9.1)	1,394 (▲11.2)
減価償却費	835 (▲5.1)	674 (▲19.3)	646 (▲4.2)	615 (▲4.8)
その他 (租税公課等)	951 (▲2.5)	991 (4.2)	993 (0.2)	953 (▲4.0)
使用芯線数 (万芯)	2,384 (▲7.3)	2,187 (▲8.3)	1,995 (▲8.8)	1,812 (▲9.2)

年度	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
メタル回線コスト (億円)	3,740 (▲7.3)	3,522 (▲5.8)	3,335 (▲5.3)	3,085 (▲7.5)
施設保全費	1,954 (▲10.1)	1,757 (▲10.1)	1,637 (▲6.8)	1,445 (▲11.7)
減価償却費	882 (▲3.3)	798 (▲9.5)	757 (▲5.1)	710 (▲6.2)
その他 (租税公課等)	904 (▲4.8)	968 (7.1)	941 (▲2.8)	930 (▲1.2)
使用芯線数 (万芯)	2,360 (▲7.4)	2,169 (▲8.1)	1,985 (▲8.5)	1,810 (▲8.8)

※ 括弧内は前年度比(%)

2 メタル回線に係る減価償却費の内訳(平成23年度)

- メタル回線の減価償却費の内訳を設備ごとに見ると、東西ともケーブルが40%程度を占めている。

(億円)

区分	NTT東日本	NTT西日本	合計
減価償却費 (億円)	615 (100.0%)	710 (100.0%)	1,325 (100.0%)
ケーブル	264 (42.9%)	281 (39.5%)	545 (41.1%)
電柱			
土木設備			
その他			

構成員限り

※ 括弧内は減価償却費総額に占める構成比。

2 (2) メタル回線に係る設備の耐用年数

- メタルケーブル、電柱については、財務会計上、法定耐用年数が使用されている
- 一方、管路、とう道等の土木設備については、NTT東西の財務会計上、既に経済的耐用年数が導入されている。

設備区分	法定耐用年数	NTT東西の財務会計上の耐用年数	(参考)LRICモデルにおける経済的耐用年数
架空メタルケーブル	13	13	26.3
地下メタルケーブル	13	13	35.4
電柱	21	21	21.2
管路	27	50	58.1
中口径管路	27	50	58.1
とう道	27	50	75
共同溝	27	50	75
電線共同溝	18	50	58.1

※  網掛けは財務会計上の耐用年数として法定耐用年数を用いているもの。

2 (2) 法定耐用年数採用設備の正味固定資産の状況

法定耐用年数採用設備の正味固定資産の状況(H23年度期末)

設備名称	法定耐用年数	東日本			西日本			東西合計		
		正味固定資産価額	残価率	減価償却費	正味固定資産価額	残価率	減価償却費	正味固定資産価額	残価率	減価償却費
メタルケーブル	13年	2,072億円	10.6%	257億円	2,187億円	10.3%	271億円	4,259億円	10.5%	528億円
電柱	21年	構成員限り								
主配線盤(MDF)	6年又は16年									

※各社における設備全体の数値であり、メタル回線コストに係らないものも含まれる。

電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会報告書(平成19年10月)抜粋

期間損益の適正化を図り、もって接続料原価算定等の適正化を図る観点からは、すべての設備の減価償却費を経済的耐用年数で算定することが望ましい。…(略)

その際、対象設備は、目的的に考えると、経済的耐用年数の導入により得られる効果が大きい物を優先することが適当である。具体的には、単年度当たりの導入効果とその効果の継続性を併せ考慮することが必要であることから、単年度の原価償却費の額と未償却残高の割合を勘案して対象設備を選定するアプローチが適当である。

2(1) メタルケーブルの経過年数別取得固定資産価額及び残価率

- NTT東西は、メタルケーブルの減価償却について、法定耐用年数である13年で残存価額10%まで償却した後、残存価額5%まで4年間で償却している。
- 法定耐用年数を超えて利用しているメタルケーブルが多数存在している。

構成員限り

NTT東日本

(単位:百万円)

取得固定資産価額	1,947,157
正味固定資産価額	207,224
残価率	10.6%

NTT西日本

(単位:百万円)

取得固定資産価額	2,117,787
正味固定資産価額	218,693
残価率	10.3%

電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会 報告書(平成19年10月)抜粋

そもそも固定資産は、その使用期間に応じて費用を認識し、適正な使用可能期間に応じて費用を配分することが原則である。したがって、…(略)…減価償却費については、経済的耐用年数により算定することを基本とすることが適当である。…(略)…なお、経済的耐用年数を適用する設備の選定は、会計監査等実務について十分に配慮をしつつ行うことが必要である。